

第105回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成29年 1月27日（金）13:00～14:45

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第95号の答申「家計調査の変更について」
- (2) 諮問第97号の答申「毎月勤労統計調査の変更について」
- (3) 諮問第98号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (4) 諮問第101号「労働力調査の変更について」
- (5) 統計委員会専門委員の発令等について
- (6) 部会の審議状況について

5 議事概要

(1) 諮問第95号の答申「家計調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から資料1に基づき、審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・部会長メモの1点目に、調査現場で得る情報の蓄積・共有は、調査現場の高齢化が進む中、次の世代を担う若手の統計調査員の資質向上やノウハウの継承の意味から

も極めて有益であることが記載されている。実際の調査現場における高齢化には、調査対象者が長寿化していることとともに、統計調査員も相対的に高齢化の傾向にあることの2つの意味がある。長寿化は好ましいことではあるが、一方で調査における配慮も必要であることから、このような留意点について部会長メモが出されたことは、他の統計調査にも共通することであり極めて有意義である。本部会長メモを受け、次の世代を担う若手の統計調査員の人材育成の必要性について提案したい。

→この点は横断的に考えていかなければいけない。特に、調査員の能力に依存する程度の大きな本調査において、そこをまずきちんとする必要がある。これをどう実現し、データベース化するかは難しいことであるため、具体的な方策を考えていく必要がある。

(2) 諮問第97号の答申「毎月勤労統計調査の変更について」

西郷サービス統計・企業統計部会長から資料2に基づき、審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ローテーション・サンプリングの導入により、抽出されるグループごとに母集団情報が新しい情報に変わるので、推計の仕方や結果公表に際して補助情報の提供の仕方が難しくなる。したがって、調査結果の公表に当たっては、こうした母集団情報の時点が変わることについて、利用者に分かりやすく説明した資料を提供してほしい。
- 母集団と母集団名簿とのギャップについては、他の統計調査でも常態的に生じていることである。母集団情報が変化する中で、その情報を母集団全体の推計にどう生かすかは理論的なレベルでも難しいが、調査技術に関して統計委員会の中で話す機会があれば詰めていければと思う。
- ・母集団情報は変わらないことが前提だが、実際には変わる。それを見越して全体としてどう推計するかを理論的に考えなければいけない。新しい要素が入ってくるので、統計改革の一環として考えていくべきものと受け止めたい。

(3) 諮問第98号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」

川崎産業統計部会長から資料3に基づき、審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・部会長メモの中で特に重要な点は、今後とも民間委託に関する諮問審議においては、変更計画に関する検討だけではなく、事後的な検証を求める必要があるというところである。ただし、どのような枠組みで行うのかは難しく、横断的な問題となる。事後的な検証で、民間委託によって精度がどのようになったのか、リソースが配分できるようになったのかをみなければならぬので、PDCAサイクルを回したほうがよいのかもしれない。いずれにせよ、フォローアップしていく。

- ・民間事業者にノウハウが蓄積されることは大事だが、どのように蓄積されるのか、あるいは、毎回同じ民間事業者に頼むと癒着の問題が生じるので、競争入札にすると、必ずしも情報が一元的に管理されないかもしれないということについて議論されたのか。

→答申の趣旨としては、民間事業者におけるノウハウの蓄積、継承だけでなく、経済産業省自らへの蓄積、継承も、当然行うということである。委託契約の中に調査を実施したことで得られた知見などの報告が記載される予定なので、委託者である経済産業省が、定期的に民間事業者から知見を吸い上げて、きちんと文書化して残すことが重要である。

→総務省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、民間事業者をより有効に活用するための「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）を作成し、統計作成プロセスにおいて、秘密の保持やより適切な管理に向けて改定を進めているので、委員からの御指摘についても、十分に配慮、留意してまいりたい。

- ・非常に重要な点で、委託先ではなくて委託元の各府省にノウハウが蓄積されるように、今後、ノウハウを見える化することも考えていく必要がある。

（４）諮問第101号「労働力調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料４に基づき説明が行われ、審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

（５）統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料５及び資料６に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき専門委員の指名がなされた。

（６）部会の審議状況について

白波瀬人口・社会統計部会長から、資料７及び資料８に基づき、医療施設調査及び患者調査に係る人口・社会統計部会の審議状況について報告された。

（７）その他

① 繊維流通統計調査（経済産業省実施の一般統計調査）において、長期にわたり不正確な数値の公表がなされていた事案に関し、総務省政策統括官室及び経済産業省から事案の内容と対応について報告された。質疑応答の結果、統計委員会としては、本日の報告では十分な説明と認めることができず、経済産業省に対して、本日の議論も踏まえて改めて報告してもらうこととなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 公的統計全体の信頼を揺るがす憂慮すべき事案である。過去、基幹統計調査の調査票捏造が統計法違反等で立件された例があったが、今回は、一般統計調査ではあるものの、法令上の問題をどう考えているか。
- 本件の処分権者は経済産業大臣であり大臣官房で判断し処理した。重大な事案ではあるが、刑法違反を問うまでではなかったと判断した。
- ・ 詳細な情報を提出してくれたことには感謝したいが、この報告では認めることはできない。公表数値を「実態に近づける」とは良いことのように聞こえるが、調べていないのに「実態」が分かるはずがない。つじつま合わせであり、捏造に近いのではないか。
- 実態に合わせるのであれば操作をせずに発覚した時点で全て反映させれば良かったのかもしれないが、当事者には激変緩和を考えた面があった。
- ・ 経済産業省の行った法令上の対応は、受け入れるが、統計改革、証拠に基づく政策決定が重視されているときに、統計が組織的に捏造されていたのは理念的に大きな問題。また、外部の指摘による発覚は内部の自浄作用が働いていない証左。経済産業省として統計部局を越えたきちんとした対処を報告してもらいたい。
- ・ 丁寧に調べて説明してくれたことには感謝したいが、対処の内容が問題である。「実態に近づける目的」等の表現は、当時の認識を確認した事実としては止むを得ないが、考え方は誤りだったと評価してもらいたい。また、再発防止策は、文書化・文書保存についても述べた方がよい。統計は未来永劫残ることから、どういう作成方法か、なぜここでこの処置が行われたのか記録を残すとともに利用者に適切に開示することが必要である。
- ・ なぜこのようなことが起きたのか、分析しないと対応策との関係が分かりにくい。データ管理には研究倫理の問題がベースとして共有されなければならない。実態を的確に提示すると共に速やかな結果開示にあたりプレッシャーがあったのかもしれない。統計は公表だけでなく説明も必要だが、その余力がないなど、統計に対する重要性の共有が組織としてなされていなかったのではないか。本統計を止めるという判断も飛躍がある。
- ・ 改善の取組には精神論だけでなく技術的な面も必要である。問題は2つあり、母集団情報の更新と無回答の処理である。本調査は、所管が統計部局から原局に変わった経緯があり、その過程で、調査方法や母集団情報の更新、無回答の処理など統計部局で管理できなくなり、統計委員会の審議の対象外になったことからモニターする機会も失われた。専門的知識が必要であるにもかかわらず情報提供や相談等が行われずに今日までできてしまったのではないか。もっと技術的な部分での対応策を報告してほしい。また、本調査を廃止することだが、簡単に結論を出して大丈夫なのか。
- ・ 原因を探るにはいつ頃から起こっているのかということを探ることが必要である。資料では、文書保存期限が過ぎて記録が残っておらず分からないとの記述があるが、

わずか5年前の話であり、当時の職員や請負業者から調査して理由を明らかにし対応策が示されないと理解できない。

- ・再発防止策として研修やセルフチェック、マニュアル整備等も重要だが、外部の第三者から抜き打ちでチェックできるような制度を作ることも実効的である。
- ・資料によれば請負業者は1年を除き同じ業者であり、請負業者の中でも疑義があった今回の通報になったと思う。当初に遡って報告してほしい。資料2ページの時点の書き方も分かりにくいので整理してほしい。
- ・過去の同種の事案報告と比べ、はるかに詳しく報告してもらったが、ことの重要性を考えると、問題の本質が何かまだ分からない。本日の委員の意見も勘案して、もう一度報告してほしい。その時には問題の深刻さを踏まえて、組織としての対応を考えてもらわないと国民に対する説明がつかない。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>